

## 宗谷総合振興局管内高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク設置要綱

### 1 目的

この要綱は、宗谷総合振興局管内における悪質商法に係る高齢者等の被害の未然防止及び関係機関の密接な連携と相互の協力を図ることを目的に、「宗谷総合振興局管内高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク」（以下「ネットワーク」という）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 組織

ネットワークは次に掲げる関係機関をもって構成する。

- (1) 警察機関（宗谷総合振興局管内市町村に管轄区域を持つ警察署）
- (2) 宗谷総合振興局管内市町村
- (3) 宗谷管内社会福祉協議会連絡協議会
- (4) 宗谷総合振興局管内防犯協会連合会
- (5) 宗谷総合振興局
- (6) 宗谷管内町内会自治連絡協議会
- (7) 宗谷総合振興局管内老人クラブ連合会
- (8) その他、ネットワークにおいて必要があると認められる関係団体

### 3 幹事

- (1) ネットワークに幹事を置き宗谷総合振興局保健環境部環境生活課長をもって充てる。
- (2) 幹事はネットワークを代表して会務を総括する。

### 4 活動内容

ネットワークは次に掲げる活動を行う。

- (1) 管内における悪質商法に関する情報を収集し、関係機関に情報を提供すること。
- (2) 関係機関が行う消費者教育・啓発活動を支援すること。
- (3) 関係機関の連携・協力に関すること。
- (4) その他、悪質商法被害防止のため必要があると認められる活動。

### 5 会議

会議は幹事が必要と認めたととき随時招集（書面会議を含む。）する。

### 6 庶務

ネットワークの庶務は宗谷総合振興局保健環境部環境生活課において処理する。

### 附則

この要綱は平成13年11月12日から施行する。

この要綱は平成25年12月11日から施行する。

### 付表

#### 宗谷総合振興局高齢者等悪質商法被害防止ネットワーク参加機関名簿

稚内警察署、枝幸警察署、天塩警察署、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、宗谷管内社会福祉協議会連絡協議会、稚内地区防犯協会連合会、枝幸地区防犯協会連合会、天塩地区防犯協会連合会、宗谷管内町内会自治連絡協議会、宗谷地区老人クラブ連合会、稚内市老人クラブ連合会、宗谷総合振興局
--